

令和2年6月29日

保護者の皆様へ

西尾市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関して、発熱や風邪症状が見られ出席停止となった児童生徒の登校について

日頃は、本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。学校再開にあたり、各学校においては感染予防対策を継続して実施しておりますが、ご家族におかれましても、毎朝の検温等、引き続きお子さまの健康状態の確認をお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症に関して、発熱や風邪症状が見られ、出席停止となった児童生徒の登校について、下記のとおり対応を変更いたしますので、ご了承ください。

記

1 出席停止後の登校について

【変更前】西尾保健所の帰国者・接触者相談センターに電話相談し、登校許可を得る



【変更後】発熱や風邪症状がある場合、かかりつけの医療機関等に電話で現状を伝えて受診し、診察の上、登校許可を得る

※ 新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、西尾保健所の帰国者・接触者相談センターに電話相談してください。

- 帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安
- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の症状がある場合
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの風邪症状がある場合
- ・発熱や咳などの風邪症状が続く場合

(問合先 教育委員会事務局 学校教育課 TEL 65-2175)